

新宮町相談員(スクールカウンセラー)による教育相談

問い合わせ先 役場学校教育課 ☎963-1739(直)

子どもの心や体の発達に関する不安や悩みなど、子ども全般に関する相談を受け付けます。面談での相談を希望する場合は、事前の予約が必要です。来談が難しい場合は、電話での相談を受け付けます。

【予約・相談日時】

毎週金曜日 午前9時～午後5時

※第5金曜日は休み

【場所】 シーオーレ新宮

【予約・相談電話番号】 ☎090-5729-7037

追悼のサイレンを鳴らします

問い合わせ先 役場総務課 ☎963-1730(直)

町では、核兵器の廃絶と世界平和を願い、広島と長崎に原爆が投下された日と戦没者を追悼し平和を祈念する日に、戦没者の慰霊と鎮魂のためにサイレンを鳴らします。

1分間の黙とうをおねがいします。

【日時】 8月6日(金) 午前8時15分

8月9日(月・休) 午前11時02分

8月15日(日) 正午

お供え物は川や海に流さないでください

問い合わせ先 役場環境課 ☎963-1732(直)

お供え物は、川や海などに流さず、燃えるごみとして処分するか、次の日時に町内斎場のハートプラザ立花で行う供養祭に持ち込んでください。詳しくは問い合わせください。

【日時】 8月15日(日) 午後5時～8時

【場所】 ハートプラザ立花(夜臼6-9-17)

☎963-1000

【料金】 無料

令和6年度に新宮東幼稚園を新宮幼稚園に統合し町立幼稚園は新たなスタートをきります

問い合わせ先 役場学校教育課 ☎963-1739(直)

町立幼稚園では園児数の減少傾向が顕著となり、新宮幼稚園と新宮東幼稚園に多くの空き教室が発生しています。また、これまで町の人口は増加していましたが、平成28年度をピークに3歳児から5歳児の人口は、減少に転じており、人口増加が見込めない状況に加え、国の幼児教育・保育の無償化(全幼稚園の利用料が無償化された制度)の影響により、今後ますます空き教室が多くなることが予想されます。

そのため、総合教育会議において、新宮町公共施設等総合管理計画の方針に基づき、新宮東幼稚園を新宮幼稚園に統合し、町立幼稚園は新宮幼稚園と立花幼稚園の2園とすること、統合の時期は在園児への配慮を最優先し、現在の年少児が卒園後の令和6年4月とすることにいたしました。

このことは、施設の老朽化に伴う財政負担の増加、多様化する保育ニーズへの対応のため、町立幼稚園の管理運営の見直しを行うものであり、今後は、町立幼稚園の特色である町立小学校との連携強化を図っていくとともに、さらなる教育活動の充実に努めます。

心配ごと・福祉なんでも相談

みなさんの身のまわりに起こっている苦情や心配ごとなど、気軽に相談してください。相談は無料で、秘密は固く守ります。

日時 8月10日(火) 午前10時～午後3時

※1人当たり30分

場所 そびあしんぐう

相談員 人権擁護委員、行政相談委員

内容 生活・家庭不和・結婚・近隣の問題、行政に対する苦情など

※予約は不要です。会場に午後2時30分までにお越しください。

高齢者や家族の悩み、福祉サービスの利用や金銭管理の不安、生きがい活動などの相談は、町社会福祉協議会で随時受け付けています。

問い合わせ先

役場総務課 ☎963-1730(直)

町社会福祉協議会 ☎963-0921(直)

新たに決定する都市計画の説明会を行います

問い合わせ先 役場都市整備課 ☎963-1735 (直)

町が新たに定める都市計画について、次のとおり住民説明会を行います。事前申し込みは不要です。

【都市計画の名称】

- ①福岡広域都市計画地区計画の決定(新宮町決定)
- ②福岡広域都市計画土地区画整理事業の決定(新宮町決定)

【説明内容】 ①下府・湊地区の地区計画の決定
②下府土地区画整理事業区域の決定

【日程1】 日時 8月4日(水)午後7時～

対象 下府1区の住民、土地所有者およびその他の利害関係者

場所 下府1区公民館

【日程2】 日時 8月7日(土)午前10時～

対象 町民、土地所有者およびその他の利害関係者

場所 町役場本館3階 大会議室

※説明内容は、各回同じ内容です。

※緊急事態宣言の発出などで開催を中止する場合は、町ホームページでお知らせします。

年に1回健康チェック!

問い合わせ先 役場住民課 ☎963-1733 (直)

10月～12月実施の健診の予約を8月19日(木)から開始します。日程や内容などの詳細は、広報6月号で配布している「新宮町総合健診ガイド」で確認してください。

【電話予約】 0120-791-376

【受付時間】 午前9時～午後5時
※祝休日、8月13日(金)を除く

【ウェブ予約】 <http://fs-localg.jp/shingu-town/>



▲予約はこちら

【問い合わせ先】

○40歳以上の新宮町国民健康保険被保険者、後期高齢者医療制度被保険者の(特定)健康診査
役場住民課(保険年金医療担当)

☎963-1733 (直)

○上記以外の住民の(特定)健康診査、がん検診など全般、健診の相談

福祉センター健康福祉課(健康づくり担当)

☎962-5151 (直)

大腸がん検診・子宮頸がん検診は医療機関でも受診できます

問い合わせ先 町福祉センター健康福祉課(健康づくり担当) ☎962-5151 (直)

大腸がん検診と子宮頸がん検診は、シーオーレ新宮での総合健診の他に、医療機関でも受診ができます。ただし、今年度すでに総合健診にて受診をした人は、医療機関での受診はできません。

	大腸がん検診	子宮頸がん検診
対象者	新宮町に住所を有し、令和4年3月31日時点で40歳以上の人	新宮町に住所を有し、令和4年3月31日時点で20歳以上の女性
実施期限	～令和4年2月28日(月)	～令和4年1月31日(月)
自己負担額	500円	2,500円
受診方法・予約	各医療機関へ直接問い合わせください	

【実施医療機関】(50音順)

○大腸がん検診

医療機関名	電話番号
江口内科クリニック	☎963-5080
川崎内科医院	☎962-1931
新宮町相島診療所	☎962-4361
竹村医院	☎962-0846
千鳥橋病院附属たちばな診療所	☎962-5211
原外科医院	☎962-0704
ひぐち内科クリニック	☎963-2800
やまだ消化器科内科クリニック	☎941-2225

※町内の医療機関以外に、粕屋医師会大腸がん検診実施医療機関でも受診できます。

○子宮頸がん検診

医療機関名	電話番号
愛和病院	☎943-3288
そらレディースクリニック	☎605-3511

8月のごみ・し尿収集、公設分別ステーションの収集しない日

問い合わせ先 役場環境課 ☎963-1732(直)

【燃えるごみ収集】

区 域	通常の収集日	収集しない日
JR鹿児島本線から海側の区域	火曜日・金曜日	8月13日(金)
JR鹿児島本線から山側の区域	水曜日・土曜日	8月14日(土)

【公設分別ステーション】

収集場所	通常の収集日	収集しない日
福岡衛生工業(株) (大字立花口)	月曜日～金曜日の午前9時～午後4時、第1・第3土曜日の午前9時～正午 ※祝日・休日・お盆・年末年始は除く	8月13日(金)

【し尿収集】

収 集 区 域	
大字湊・大字新宮・緑ヶ浜・大字上府・上府北・中央駅前・杜の宮・下府2丁目1番～8番・大字原上・大字野・新宮東1丁目・三代西(旧大字原上)	
収集しない日	問い合わせ先
8月12日(木)～15日(日)	(株)古賀環美サービスセンター ☎941-9260

収 集 区 域	
大字下府・下府(下府2丁目1番～8番を除く)・湊坂・桜山手・美咲・夜臼・大字三代・花立花・大字立花口・新宮東2～4丁目・三代西(旧大字下府、旧大字三代)	
収集しない日	問い合わせ先
8月12日(木)～15日(日)	福岡衛生工業(株) ☎963-4423

介護保険高額介護サービス費の負担限度額が見直されます

問い合わせ先 県介護保険広域連合(総務課収納管理係) ☎981-9071(直)
町福祉センター健康福祉課(高齢者福祉担当) ☎710-8286(直)

医療保険制度の高額療養費制度に合わせ、一定以上の所得がある人(表の「新設」に該当する人)は、11月振り込み分(8月利用分)から、月々の負担の上限額が引き上げられることになりました。

区 分		負担の上限額(月額)
新 設	65歳以上で、課税所得690万円(年収約1,160万円)以上の人がある町民税課税世帯	14万100円(世帯)
	65歳以上で、課税所得380万円(年収約770万円)以上690万円(年収約1,160万円)未満の人がある町民税課税世帯	9万3,000円(世帯)
	65歳以上で、課税所得380万円(年収約770万円)以上の人がない町民税課税世帯	4万4,400円(世帯)
	町民税非課税世帯	2万4,600円(世帯)
	前年の公的年金等収入額+その他の合計所得金額が80万円以下の人	2万4,600円(世帯) 1万5,000円(個人)
	生活保護を受給している人	1万5,000円(世帯)

高齢者施設での食費・居住費の負担限度額認定を受ける人へ

問い合わせ先 町福祉センター健康福祉課(高齢者福祉担当) ☎710-8286(直)
 県介護保険広域連合(総務課収納管理係) ☎981-9071(直)

介護保険の施設サービスを利用した場合、サービス費の利用者負担に加え、食費、居住費なども利用者負担となります。所得の低い人には、施設利用が困難とならないように、申請により利用者負担を減額することができます。8月から、負担限度額認定を受けるための要件が変わります。詳しくは問い合わせください。

	預貯金など	
	7月まで	8月から
年金収入等が80万円未満の人	単身1,000万円 夫婦2,000万円 未満	単身650万円 夫婦1,650万円未満
年金収入等が80万円以上120万円未満の人		単身550万円 夫婦1,550万円未満
年金収入等が120万円以上の人		単身500万円 夫婦1,500万円未満

※年金収入等＝公的年金収入額(非課税年金を含む)＋その他の合計所得金額

また、食費(日額)の負担限度額が変わります。(居住費の負担限度額は変わりません)

	施設入所者		短期入所者	
	7月まで	8月から	7月まで	8月から
年金収入等が80万円未満の人	390円	390円	390円	600円
年金収入等が80万円以上120万円未満の人	650円	650円	650円	1,000円
年金収入等が120万円以上の人	650円	1,360円	650円	1,300円

「介護保険料の決定通知書」を確認してください

問い合わせ先 県介護保険広域連合(総務課収納管理係) ☎981-9071(直)
 町福祉センター健康福祉課(高齢者福祉担当) ☎710-8286(直)

令和3年度の介護保険料の決定通知書が、県介護保険広域連合から7月下旬に郵送されます。特別な事情がなく保険料を滞納すると、介護サービス利用時の自己負担割合が増えたり、一時的に介護給付が差し止めになったりする場合があります。介護保険制度は、みなさんの保険料で成り立っています。ご理解とご協力をおねがいします。

○介護保険料は原則年金から納めますが、65歳になった人、転入した人などは、半年から1年間程度、年金からの納付ができませんので、納付書または口座振替で納めてください。(8月から翌年3月まで計8期)

○納付書はコンビニ納付ができます。

※納付期限を過ぎたもの、バーコードが読み取れないもの、金額を手書きで訂正したものは使用できません。

「寺子屋せんせい養成講座」の受講生を募集します！

問い合わせ先 そびあしんぐう社会教育課 ☎962-5111(直)

夏休みの子どもたちの居場所や、地域に残る経験や知恵を継承する場所として、地域の公民館・集会所を利用した寺子屋を開設しています。今年の講師養成講座は、地域寺子屋で寺子屋せんせいとして活躍する人を養成する「寺子屋せんせい養成講座」です。

これまでの学習や仕事などを通じて身に付けた知識・技能・経験を、子どもたちに教えてみませんか。

寺子屋に興味がある人、子どもと関わることが好きな人も受講可能です。無料で参加できます。

【時間】 午前10時～正午

【場所】 そびあしんぐう

【対象】 町内に住む18歳以上の人

【定員】 20人(先着順)

【申込方法】 窓口または電話、インターネット(町ホームページから福岡県電子申請サービスへ移動します。)

【申込開始日】 8月18日(水)

【申込先】 そびあしんぐう社会教育課

【講座内容】

日程 (5回連続講座)	テーマ	講師など	内 容
第1回 9月7日(火)	夏休み地域寺子屋とは？ 町の現在の状況について	社会教育課職員	実際に町で行われている寺子屋事業の今までの実績と現在の状況を紹介します。
第2回 9月21日(火)	寺子屋の実践例や 体験談を聞く	宗像市吉留自治会長 高山 國敏さん	宗像市吉武小学校校区で「正助さんの寺子屋」を運営されていた高山國敏さんに実際の活動の内容や子どもたちとの体験談を伺います。
第3回 10月5日(火)	「子どもに何を 伝えたい？」	特定非営利活動法人 KID's work 代表理事 大久保 大助さん	教えたいことをどのように伝えたらよいか、実際に出席講座を企画してもらいます。
第4回 10月19日(火)	「子どもの心をつかむ 接し方・話し方」		何かを伝えるには、子どもたちの心をつかむことが大事です。北九州市で、子ども向けにたくさんのイベントを提供している講師から、子どもたちとの接し方、話し方を学びます。
第5回 ※予定 11月2日(火)	実際のボランティア活動 に参加(予定)		

監査委員に吉田さんが再任

6月25日付けで、吉田雅文さん(花立花)が監査委員に再任され、3期目となりました。

吉田さんは「法令にのっとり、公正公平な姿勢で引き続き監査を行ってまいります」と述べられました。

任期は6月25日から令和7年6月24日までの4年間です。

問い合わせ先 役場監査委員事務局 ☎963-1737(直)



▲吉田雅文さん

子育てを支援する手当を紹介します

問い合わせ先 シーオーレ新宮子育て支援課 ☎963-2995(直) 役場健康福祉課 ☎962-0239(直)

受給対象に該当し、まだ申請していない人は申請してください。申請に必要な書類は、手当や対象となる世帯によって異なります。詳しくは問い合わせください。

児童手当

【対象】 新宮町に住民票があり、中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を育てている人

※海外在住児童は原則として含まれません。

※公務員は勤務先で申請します。公務員になった場合や公務員でなくなった場合は必ず届け出てください。

【支給額(月額)】

- 3歳未満(一律)1万5,000円
- 3歳以上小学校修了前
1万円(第3子以降は1万5,000円)

- 中学生(一律)1万円
- 受給者の所得が限度額以上の場合
中学校卒業まで(一律)5,000円

【支給時期】 原則として、毎年6月に2月～5月分、10月に6月～9月分、2月に10月～1月分

【続けて手当を受ける場合】

毎年6月に現況届などを提出
※対象者には個別に案内文書を送付しました。現況届などの提出がない場合は支給できません。

【申請先】 シーオーレ新宮子育て支援課

児童扶養手当

【対象】 次のいずれかに該当する児童(18歳の誕生日後の最初の3月31日までの間にある人、障がい児については20歳未満)を育てている父(母)、または父(母)に代わって児童を育てている人

- 父母が婚姻(事実婚を含む)を解消した児童
- 父(母)が死亡した児童
- 父(母)が施行令に定める程度の障がいの状態(年金の障害等級1級程度)にある児童
- 父(母)の生死が明らかでない児童
- 父(母)から1年以上遺棄されている児童
- 父(母)が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- 父(母)が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- 母が婚姻によらないで懐胎した児童

※障がい児は、18歳に達する日以後の最初の3月31日までに「再認定請求書」の提出が必要です。詳しくは問い合わせください。

【支給額(月額)】※所得制限あり

- 児童1人 1万180円～4万3,160円
- 第2子加算額 5,100円～1万190円
- 第3子加算額 3,060円～6,110円

【支給時期】 原則として、1月に11月～12月分、3月に1月～2月分などのように奇数月に支給

【続けて手当を受ける場合】

毎年8月に現況届などを提出
※対象者には個別に案内文書を送付します。現況届などの提出がない場合は支給できません。

【申請先】 シーオーレ新宮子育て支援課

特別児童扶養手当

【対象】 日本国内に住所があり、精神または身体に中・重度の障がいがある20歳未満の児童を育てている父(母)、または父(母)に代わって児童を育てている人

【支給額(月額)】 ※所得制限あり

- 重度障がい児(1級)1人につき 5万2,500円
- 中度障がい児(2級)1人につき 3万4,970円

【支給時期】 原則として毎年4月に12月～3月分、8月に4月～7月分、11月に8月～11月分

【申請先】 役場健康福祉課

たすけ愛 ～定期的な献血にご協力ください～

問い合わせ先 新宮町愛の献血推進協議会(町福祉センター健康福祉課内) ☎962-5151(直)

血液は長期保存ができません。あなたの善意は輸血が必要な患者さんにすぐに届けられます。

【必要なもの】 献血カード(持ってない人は、本人確認ができるもの)

【日時】 9月1日(水)
午前10時～午後0時30分、
午後1時30分～4時

※医師の診断によりご遠慮いただく場合があります。体調などを確認してご協力ください。

【場所】 カインズ福岡新宮店

※検査目的の献血や偽った情報での献血はご遠慮ください。

【献血可能基準】

献血の種類	400ml
対象年齢 (献血日現在)	男性：17～69歳 女性：18～69歳 (65歳以上の人は、60歳～64歳のときに献血経験がある人)
体重	男女とも50kg以上
年間献血回数	男性：年3回以内 女性：年2回以内
献血の間隔	男性：前回の献血から12週間後の同じ曜日から献血可 女性：前回の献血から16週間後の同じ曜日から献血可

献血をご遠慮いただく場合

- ・体調不良、服薬中、発熱、外傷がある人
- ・3日以内に歯科治療(歯石除去を含む)を行った人
- ・一定期間内に予防接種を受けた人
- ・妊娠中・授乳中の人
- ・6か月以内にピアスの穴をあけた人、いれずみをした人
- ・動物または人に咬まれた人
- ・海外旅行などからの帰国後4週間経過していない人
- ・特定の病気にかかったり、輸血・臓器移植歴のある人
- ・エイズ、肝炎などのウイルス保有者、またはそれと疑われる人
- ・クロイツフェルト・ヤコブ病(CJD)の人、またはそれと疑われる人

公園利用等に関するアンケートご協力をお願い

問い合わせ先 役場都市整備課 ☎963-1735(直)

今後の公園の整備を進めていく上での参考とするため、公園利用等に関するアンケートを実施しています。多くのみなさまのご協力をおねがいします。

がありますのでご利用ください。

【実施期間】 ～8月31日(火)

【実施方法】

①WEBのアンケート

回答ページにて回答

(所要時間 約5分)

パソコンで回答する場合は、町ホームページ「公園利用等に関するアンケートご協力をお願い」から回答ページへのリンク



▲回答はこちらから(スマートフォン用)

②アンケート用紙に記入して提出(郵送可)

アンケート用紙は役場都市整備課窓口に配置しています。また、町ホームページよりダウンロードも可能です。

【提出先】 〒811-0192

新宮町緑ヶ浜1丁目1番1号

新宮町役場 都市整備課

【受付時間】 午前8時30分～午後5時

(土曜日、日曜日、祝日を除く)

消防トピックス

粕屋北部消防本部 ☎944-0131
http://www.khfd-119.koga.fukuoka.jp/



地域住民が安心して暮らせる
災害に強い安全な地域社会の実現をめざして

粕屋北部消防本部 消防職員採用試験

【採用人員】 1人程度

※採用候補者名簿に登載(有効期限は発表日から1年)し、令和4年4月1日に採用予定

【試験日程】

一次試験 10月17日(日)

二次試験 (1) 11月10日(水) 論文
(2) 11月24日(水) 個人面接

三次試験 12月16日(木)

【試験会場】 粕屋北部消防本部

(古賀市今在家167-1)

【受付期間】 8月3日(火)～9月7日(火)

※郵送の場合は必着

【受験申込書入手先】 粕屋北部消防本部、新宮分署、ホームページ

【受験資格】

平成7年4月2日～平成16年4月1日生まれで、採用後は原則として新宮町もしくは古賀市、その周辺に居住できる人

【受験申込・問い合わせ先】

粕屋北部消防本部 総務課庶務人事係

☎944-0020



マタニティスクール

問い合わせ先 しんぐう子育てサポートセンター
(シーオーレ新宮子育て支援課内) ☎963-2995(直)

これからママになる人同士で、安心して赤ちゃんを迎えるための準備をする教室です。一緒にマタニティライフの過ごし方を学びましょう。無料で参加できます。

【日時】 8月31日(火) 午前10時～11時30分

【場所】 シーオーレ新宮

【対象】 町内に住む妊婦

※子どもの見守りスタッフがいるため、子ども連れで参加できます。

【必要なもの】 母子健康手帳

【定員】 10人程度

【申込方法】 窓口、電話

【申込締切】 8月24日(火)

【申込先】 しんぐう子育てサポートセンター
(シーオーレ新宮子育て支援課)



助産師による話、ママ同士の情報交換などを行います。妊娠中の過ごし方、お産の経過、母乳の基礎知識、おっぱいのケアの方法、新生児サイズの赤ちゃん人形を使った抱っこの仕方など

8月13日～15日は学校閉庁日です

問い合わせ先 役場学校教育課 ☎963-1739(直)

県が策定した「教職員の働き方改革取組指針」に基づき、町内小中学校に学校閉庁日を設定します。

【学校閉庁日】

8月13日(金)～15日(日)

【閉庁の内容】

○期間中は、教職員は不在になります。

○原則として、すべての業務・部活動を含む教育活動を行いません。

【閉庁期間中の緊急連絡先】

役場学校教育課

ふれあい交流館・シーオーレ新宮で マイナンバーカードの申請受付を行います

問い合わせ先 役場住民課 ☎963-1733(直)

新型コロナウイルスワクチン接種を予定している人や、健診を受診する予定がある人は、この機会にマイナンバーカードを申請してみませんか。顔写真も無料で撮影します。必要なものをご持参のうえ、直接会場でお申し出ください。

○ふれあい交流館

【日時】 8月1日(日) 午前10時～正午
9月26日(日) 午前10時～正午

○シーオーレ新宮 多目的ホール入口付近

【日時】 8月28日(土) 午前9時30分～11時30分
9月10日(金) 午前9時30分～11時30分

【必要なもの】

- ・通知カード
- ・住民基本台帳カード(持っている人)
- ・運転免許証、パスポートなど顔写真付きの本人確認書類(お持ちでない場合は、健康保険証と年金手帳などの2点)

※上記のものがすべてそろっている場合は、郵送でのマイナンバーカード受け取りも可能です。

成人式実行委員募集!!

問い合わせ先 そぴあしんぐう社会教育課 ☎962-5111(直)

新宮町では、令和4年1月9日(日)に成人式を開催します。自分たちで企画・運営などを行い、思い出に残る成人式を作り上げてみませんか。

【応募資格者】 平成13年4月2日～平成14年4月1日生まれの人

【申込方法】 電話またはメール
(sopia@town.shingu.fukuoka.jp)

※メールの場合は、件名に「成人式実行委員応募」、本文に住所、氏名、電話番号を記入してください。

【申込締切日】 8月31日(火)

※新型コロナウイルス感染症の状況によっては、変更が生じる場合があります。

マイナンバーカードに関する臨時窓口を開設します

問い合わせ先 役場住民課 ☎963-1733(直)

カードの受け取りや申請、電子証明書の更新ができます。予約制のため、必ず電話予約して来庁してください。



【日時】 8月1日(日) 午前9時～11時30分
8月28日(土) 午前9時～11時30分

【場所】 役場住民課

※予約人数には限りがあります。早めに予約してください。

国民健康保険の限度額適用認定証の 更新手続きについて

問い合わせ先 役場住民課 ☎963-1733(直)

入院などで医療費が高額になることが予想される場合、事前に「限度額適用認定証」の交付を受け、医療機関の窓口で提示すれば、支払う金額は限度額までに抑えられます。

現在交付済みの限度額適用認定証の有効期限は7月31日(土)までです。8月1日(日)以降も継続して必要な人は、8月中に更新手続きをしてください。更新手続きは8月2日(月)から受け付けます。※9月以降も新規申請は随時受け付けます。ただし適用は申請月の1日からです。

※70歳から74歳までで、住民税の課税所得が690万円以上の人と、145万円未満の人(非課税者を除く)は、保険証の提示のみで支払う金額が限度額までに抑えられるので、申請は不要です。限度額など詳しくは問い合わせください。

【必要なもの】

- 国民健康保険証
 - 世帯主および本人のマイナンバーが確認できるもの
 - 認印
- ※別世帯の人が申請する場合は上記に加えて委任状が必要です。
- ※国民健康保険税を滞納していると、認定証の交付が受けられない場合があります。

社 会 福 祉 協 議 会 の 窓

傾聴ボランティアによる

ふれあい10分コール そら

外出自粛などにより、人と会って話すことが難しくなっています。「誰とも話さずに1日が終わった…」という日々が続いている人はぜひ「ふれあい10分コール そら」にお電話(☎963-0921)ください。

「傾聴ボランティアそら」がおはなしの相手します。電話の際「ふれあい10分コール そら」とお伝えください。秘密は必ず守ります。

日程 8月6日(金)、13日(金)、20日(金)、27日(金)

時間 午後1時～3時

※通話時間は1人10分程度

料金 無料(通話料は自己負担)

対象 町内に住む人

※電話は1回線のため、お待たせすることがあります。

不登校・ひきこもりほっこりおはなし会

家族が学校へ行きしづったり、不登校やひきこもりになったりしたとき、本人をはじめ家族や周りの人たちはどうすべきか悩んでしまいます。

ひとりで悩まず思いを語り合ってみませんか。
※日程は、休館などにより変更する場合があります。

日時 毎月第3金曜日 午後1時～3時
(時間中はいつでもどうぞ)

対象 行きしづりや不登校、ひきこもりに悩む本人や家族、関心のある人

場所 そびあしんぐう 1階中庭和室

参加費 無料

問い合わせ先 町社会福祉協議会
☎963-0921(直)



ひとり親家庭等医療証の更新について

問い合わせ先 役場住民課 ☎963-1733(直)

現在のひとり親家庭等医療費受給者証の有効期限は、9月30日(木)です。10月1日(金)から使用する医療証は、更新手続きが必要です。対象者には7月下旬に案内文書を送付しますので、期間中に手続きを行ってください。

【必要なもの】

- 認印
- 対象者全員分の健康保険証
- 戸籍謄本(認定申請のときと内容が異なる人)
- 児童扶養手当、母子年金、遺族年金などの証書
- 対象者全員分の個人番号(マイナンバー)が確認できるもの
- 案内文書(7月下旬に送付されたもの)
- 養育費に関する申告書(案内文書に同封)

【受付日時】 8月2日(月)～8月31日(火)

午前8時30分～午後5時

※土曜日・日曜日・祝日を除く

【受付場所】 シーオーレ新宮子育て支援課

※役場ではありません。

「親子で絵の具あそび」参加者募集

問い合わせ先 そびあしんぐう社会教育課 ☎962-5111(直)

親子で絵の具を使って大きな紙に絵を描いたり、手や指に絵の具をつけたりして遊びましょう。
よごれても良い服装で参加してください。

【日時】 9月4日(土) 午前10時～11時30分

【場所】 そびあしんぐう 創作室

【対象】 町内の小学校就学前(2歳以上)の子どもとその保護者

【定員】 8組(先着順)

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、定員を減らしています。

【参加費】 無料

【申込方法】 窓口、電話

【申込開始日】 8月6日(金)

【申込先】 そびあしんぐう社会教育課

こころにここ相談室

問い合わせ先 しんぐう子育てサポートセンター(シーオーレ新宮子育て支援課内) ☎963-2995(直)

妊娠中や子育て中の不安や悩みを少しでも軽減するため、臨床心理士による相談を月に1度開催しています。一度ゆっくりお話ししてみませんか。相談は無料です。

【日時】 8月17日(火)

①午前9時～9時50分

②午前10時～10時50分

③午前11時～11時50分

【場所】 シーオーレ新宮

【対象】 町内に住む妊婦、乳幼児の保護者

【定員】 先着で各時間帯1組ずつ

【託児】 無料(要予約)

【注意事項】 相談は原則として1回です。相談内容によっては、保健師の対応となる場合があります。

【申込方法】 窓口、電話(申込時に、相談内容を簡単に伺います)

【申込締切日】 8月10日(火)

【申込先】 しんぐう子育てサポートセンター
(シーオーレ新宮子育て支援課)

相談場所 役場2階 消費生活相談室

相談日時 毎週火曜日・金曜日(電話相談にて対応)

午前10時～午後1時・午後2時～4時 ※祝日は除く

相談専用番号 ☎410-2182(開設時のみ)

消費生活相談室だより

買い物や契約での消費トラブルはありませんか。相談無料の消費生活相談室をご利用ください。町外在住の相談員が対応します。

「デジタル・プラットフォーム」とは？利用の際は注意が必要です！

近年、ICT(情報通信技術)やデータを活用して第三者に「場」を提供するデジタル・プラットフォームが介在する取引(インターネット上のショッピングモールなど)で、トラブルが急増しています。全国の消費生活相談窓口には多くの相談が寄せられており、利用する際は注意が必要です。

事例

オンライン・ショッピング・モールに出店している販売事業者(店舗)で商品を注文したところ、「注文した商品が届かない」「注文したものとは別の商品が届いた」「商品のイメージが違う」「届いた商品に不具合がある」「商品を使用したところ事故が発生した」などのトラブルが発生しています。

トラブルが発生した場合、消費者が返金・返品・交換などを求めても販売事業者が対応しないケースがみられます。また、販売事業者に連絡しても返事がなかったり、サイト上に販売事業者の連絡先の表示がないため連絡が取れなかったりするなどのケースもあります。

アドバイス

- デジタル・プラットフォームを利用するときは、利用規約(トラブル発生時の対応、補償制度)や禁止行為などをよく確認・理解した上で利用しましょう。
- トラブルが発生した場合、利用当事者間(店舗などと消費者)で解決を図るように求められるケースがあります。当事者間で話し合っても、デジタル・プラットフォームの運営事業者に相談しても交渉が進まない場合は、消費生活相談室に相談してください。

相談窓口

- 消費者ホットライン「188(いやや!)」番
- ※188は最寄りの消費生活センターなどをご案内する全国共通の3桁の電話番号です。

問い合わせ先 役場産業振興課 ☎962-0238(直)